

【申請についてのご注意】

未成年者（20歳未満）の申請

1. 5年旅券のみの申請となります。
2. 申請書裏面の法定代理人書名欄に親権者または後見人の署名（自筆）が必要です。
3. 親権者が遠隔地にいる場合は、親権者の署名（自筆）のある「同意書」を郵送された封筒とあわせて提出してください。なお、親権者、後見人の確認、あるいは日本国籍の有無についての確認のため、戸籍謄（抄）本の提出をお願いする場合があります。

居所申請

1. 住民登録が他の都道府県にあっても一定の条件を満たす方については、熊本県で申請ができる場合があります。
2. 住民票が必要となります。（一時帰国者は除く）
3. 居所を証明する書類が必要になりますので、事前に旅券窓口へお問い合わせください。

代理申請

1. 注意事項 以下の点にご注意ください。
 - ・申請に必要な書類一式を代理人に持参させてください。
 - ・申請書の必要事項については、申請者本人が記入することが必要です。
 - ・申請者本人と代理人の本人確認書類が必要です。
 - ・申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」を記入することが必要です。
2. 10人以上の代理提出（1団体・1事業所等につき）を行う場合は、事前に予約が必要です。
※紛失・焼失・損傷・居所申請及び刑罰等関係に該当する方、前回申請した旅券を受領しなかった方などは、本人申請に限ります。

切替申請

1. 有効な旅券をお持ちの方でも、次に該当する場合には、その旅券を返納して、新たな旅券の申請をすることができます。
（ただし、旧旅券の残りの有効期間は切り捨てになります。）
 - (1) 残りの有効期間が1年未満になった場合
 - (2) 旅券の記載事項のうち、氏名、本籍地の都道府県名に変更があった場合（訂正申請もできます。）
 - (3) 旅券の査証欄の余白がなくなった場合（1回に限り増補申請もできます。）

【重要なその他のご注意】

- ・申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、事前に県庁パスポートセンターにお問い合わせください。
- ・前回旅券を申請して受領しなかった方は、申請時に必ず窓口申し出てください。
- ・外国人との婚姻、父母のいずれかが外国人などの場合でへボン式ローマ字以外の表記を希望される方は、事前にご相談ください。ローマ字綴りを証明できる外国政府などの公の機関が発行した書類等の提示が必要です。

【受領についてのご注意】

- ・旅券の受領は必ず本人がおいでください（乳幼児の場合も必ずお連れください）。
- ・申請した旅券は、交付予定日が来たら、できるだけ早く受け取りにおいでください（6ヶ月以内に受領しないと旅券は失効します）。

一般旅券手数料	収入印紙	熊本県収入証紙	合計	
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円	
5年旅券	申請時 12歳以上	9,000円	2,000円	11,000円
	申請時 12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円